

## 「第 47 回定時株主総会招集ご通知」の郵送につきまして

ピープル株式会社

2022 年 9 月 1 日施行の改正会社法により、株主総会資料の電子提供制度が開始されました。本制度では、2023 年 3 月 1 日以降に開催される株主総会にかかる株主総会資料(※1)につきまして、当社からご案内するウェブサイトへアクセスいただき、インターネットを通じてご覧いただくことを原則としております。例外として、書面交付請求(※2)をいただいた株主様に限り、書面で株主総会資料をお送りするものです。

しかしながら当社では、法令の趣旨等様々な角度から検討を続けて参りまして、2024 年 4 月に予定しております第 47 回定時株主総会の招集ご通知につきまして、引き続き、株主様からの書面交付請求の有無にかかわらず、一律に従前どおりの書面でお送りさせていただくこととしました。

なお、2025 年 4 月開催予定の第 48 回定時株主総会以降における当社の対応としては、現段階では未定です。

その他、電子提供制度に関する詳細につきましては、三菱 UFJ 信託銀行株式会社証券代行部にお問い合わせください。

<電子提供制度に関するお問い合わせ先>

三菱 UFJ 信託銀行株式会社 証券代行部 0120-696-505(平日 9:00~17:00)

<URL>

<https://www.tr.mufg.jp/daikou/denshi.html>

\*\*\*\*\*

### ※1 株主総会資料

株主総会参考資料、事業報告、監査報告、計算書類、連結計算書類を指します。

### ※2 書面交付請求

電子提供の開始に伴い、インターネットを利用することが困難である等のご事情がある株主様につきましては、所定のお手続きをいただくことにより、これまでと同内容の株主総会資料を書面にてお受け取りいただくことが可能となります。